

川育成第 7号
令和2年8月20日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市育成会手をむすぶ親の会
会長 美和とよみ



令和3年度の予算要望について

早涼の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より本会の活動に対しまして、市長はじめ関係行政機関の方々から、相変わらぬご理解とご支援を賜わり、厚く御礼申し上げます。

本会は、知的障害のある人を持つ家族の会として、障害のある人たちが地域において、障害の程度にかかわらず、各ライフステージに応じた適切な支援のもと安心して暮らせるなどを願っており、共生社会の実現を求め運動を行っています。

全国組織である育成会としては、障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の成立、成年被後見人の選挙回復や欠格条項撤廃などの成果に結びつけることができました。

市内では、「在宅ゼロ」や「短期入所（ショートステイ）施設・ライブリー」の建設、南部地域入所施設の整備着手、川崎市障害者施策審議会部会として障害者差別解消支援地域協議会の設置などを進めることができました。

しかしながら、全国に誇れる特別支援学校卒業後の「在宅ゼロ」対策の継続、障害者本人と家族の高齢化に向けた取組み、地域生活を支える保健・医療・福祉サービスの拡充、市民の方々への啓発活動など喫緊の課題が山積しています。

とりわけ、共生社会の実現のためには、制度の進展とあわせて、社会で暮らす多くの人たちの障害のある人への意識の変革を求めていく必要があると感じております。

神奈川県は「ともに生きる社会かながわ憲章」を制定しました。行政がこうした基本的な方針を示すことは、社会に大きな影響を与えます。川崎市においても「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」が施行されました。ヘイトスピーチ禁止として報道等されていますが、障害のある人へも目を向けてほしいと思います。本会も、障害理解のための啓発隊（キャラバン隊）を昨年結成いたしました。福祉教育など啓発活動にお声がけしていただければ幸いです

このような中、令和3年度の予算編成にあたっては、中長期の要望も含みますが、次の個別項目について特段のご配慮を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

特に通所施設が被災した時の対策、新型コロナウイルス感染拡大防止対策は、緊急に整備していただきたいお願いいたします。また、すべての要望にかかわる人材の確保と育成については、早急に対応していただきますようお願いいたします。

令和3年度の予算要望（項目毎）

1. 災害時の支援について（喫緊）

（1）通所施設が水害・土砂災害などで被災した時のサポート体制の構築

要望説明

昨年度の「みやうち」の被害は障害のある本人や家族に衝撃を与えました。何処の施設が被災してもおかしくない現状で、通常の運営になるまで4か月は、家族にとって負担が大きいです。施設の整備は当たりまえですが、災害に備えて施設の貸与や一時受け入れ等を事前に決めて交流をしておくことなど、協力体制を考えて下さい。

（2）一次避難所における障害者への配慮

要望説明

東日本大震災、熊本地震の教訓から避難所運営に関しても、障害理解を含めたきめ細かな対応が必要なことは明らかです。

受け入れ可能な範囲で、要配慮者や男女のニーズの違いなどへの配慮に務めることとしているとの回答をいただいている。しかし、避難所の運営については、避難所運営会議に任されているようで、避難所によって対応が違います。運営に差が出ないよう、避難所運営マニュアルに、教室などが「使用可能施設」として図面で明示されるよう要望します。

また、コロナの状況下では、密を避ける意味でも在宅避難や車中泊を選択する人が増えると考えられます。避難所以外で過ごす場合の指針（避難所登録や食事提供などについて）も、明確にしていただけると安心です。

（3）二次避難所のあり方の検討など

要望説明

「障害者施設」の二次避難所については、必ずしも普段通所している施設に避難できるとは限りません。障害者が避難できる場所を、あらかじめひとり一人の障害者に紹介する仕組みの構築も考えていくべきと思います。

（4）災害時安否確認について

要望説明

災害時に「安否確認が必要と想定される名簿」の対象範囲が変更され、知的障害程度・最重度～中度と自立支援利用実績ありの方々が範囲に含まれていますが、具体的に誰がどのように確認するのかを明示して下さい。

2 新型コロナウイルス感染拡大防止のための対策について（緊急）

（1）施設事業所の対応について

要望説明

緊急事態宣言後の自粛期間における施設の対応には、かなり差がありました。今後に備えて、川崎市から施設事業者に対して、ある程度の指針を示していただきたいと思います。

（2）介助者・本人が罹患した時の川崎市の対策について

要望説明

多くの介助者（親、兄弟など）は、自分が罹患した場合に障害児者本人をどうすればよいのか不安に思っています。介助者や障害児者本人が罹患した可能性がある場合の検査体制や、入院先、預け先などの体制作りを早急にお願いします。

入院先等は県域での対応ということですが、秦野といった遠方ではなく、川崎市内に設けていただけだとありがたいです。

また、サービス等利用計画書に緊急対応計画を追記するよう、依頼して下さい。

川崎市の対策として、感染の相談から退院まで、一連の流れを早急に明示して下さい。

- ① 相談は何処に
- ② PCR検査は何処でどのように受けるのか。
体に触れられるのが苦手な人はどうするのか
- ③ 家族がすでに入院してしまったときの支援は
- ④ 施設等への移動はだれがどのように
- ⑤ 陰性や無症状で自宅での生活を望んだ時のヘルパー派遣など支援体制は
- ⑥ 本人が退院になるとき、家族が罹患してしまっていた場合の手続きやその後の支援体制は

3 人材の確保と育成について

要望の説明

障害者が地域で生活するには多くの支援が必要です。親の支援なき後を考えますとより多くの支援者が必要になります。施設職員不足はもとより、余暇支援などサービスの利用ができない状態です。

通所施設の職員・グループホームの世話人・ヘルパーなど、要望のほとんどの部分にかかわりがある方々です。働く環境を整えることで、良き人材が集まると言います。人材の確保と知的障害を理解し、障害者に寄り添えるよう人材育成をお願いします。

ショートステイ「桜の丘」や「ひらま」では少しずつ利用者も増えてはいますが、人材不足により、全稼働が出来ない状態です。建物が出来ても、稼働しなければ、無いのと同じです。今後開設予定の施設についても不安です。

4 特別支援学校卒業生在宅ゼロ施策の継続並びに通所施設や就労先などになじめず 在宅で引きこもりがちな人に対する支援の強化

要望の説明

第2期障害者通所事業所整備計画（平成28年度から平成35年度）にあるように、整備を進め、特別支援学校等の卒後に行く場所がない卒業生をつくらないでください。新型コロナウイルスの影響で景気が低迷してくると、就労先が少なくなると思われます。通所事業所の整備をお願いします。

また、障害者本人の成長過程において通所している施設に通えなくなるケースがあります。一度レールから外れると次の場所がなかなか見つからず、在宅になってしまいます。このことが長引けば長引くほど家族が疲弊します。相談支援専門員、施設職員、家族などが集まってアセスメントをし、本人にあった環境の整備することが大切です。

- ・施設職員の障害理解（本人の観察）など人材育成
- ・施設に合わないからと排除しないこと

また、川崎市の知的障害者の職場定着率は1年後80%と聞いています。しかし、5年後はいかがでしょうか。長期に亘る、就労を支援する体制が必要です。また、離職後の相談支援体制の整備をお願いします。

就労先・作業所を契約解除になった時点で就労先・作業所から報告する窓口を作ってください。

5 障害者の高齢化と家族の高齢化に向けた取組み

（1）福祉センター跡地障害者入所施設の機能別・障害別定員について

要望の説明

令和2年度末の開設予定で、9月から入所募集とのことで、スケジュールどおりに進んでいることにほっとしています。

昨年度の要望回答で障害者総合支援法においては障害別の定員といった規定はないことから、当該施設の運用方法については今後法人と協議していくことでしたが、その後の整備、調整について伺いたいです。

また、運営について当該施設との意見交換を希望します。施設の運営協議会に当事者団体として育成会代表をメンバーに入れてください。

（2）福祉センター跡地に整備される入所施設に併設される短期入所施設

（ショートステイ）は、酸素吸入などの医療的ケアが必要な重度知的障害者が希望すれば必ず受入れてくれる体制の確保について

要望の説明

昨年度の要望回答で確保しているとのお返事をいただいています。必ず実施されるようお願いします。

(3) グループホームの整備

ア 市営住宅の障害者グループホームとしての積極的な活用（継続）

要望の説明

住宅困窮者への住宅供給が公営住宅の本来の目的ですが、公営住宅法が改正され、社会福祉法人等におけるグループホームの使用が認められています。

グループホームの整備には、公営住宅管理所管部署の理解がなによりも不可欠です。グループホームへの入居を希望する障害者の多くは低額所得者（障害基礎年金のみあるいは同年金に福祉的就労によるわずかな工賃）であり、そのため本来の住宅困窮者の入居を優先するのであれば、福祉的な役割を持つ公営住宅の弱者救済というセーフティネットが実行できません。計画の段階から知的障害等のグループホームや一人暮らしを支するケア付き住宅を含むよう要望致します。

イ グループホームの計画的整備の推進（継続）

要望の説明

グループホーム全体の約6割が北部地区で占められています。住み慣れた場所で生活できるように地域差を緩和する必要があると、地域自立支援協議会からの意見もあります。住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域バランスを考えた必要量の整備が求められます。

整備については、第4次かわさきノーマラーゼーションプラン改定版に記載されています、「グループホームについては、引き続き、整備や運営に対する支援を行うとともに、不動産事業者等への理解の促進を図り、計画的な整備を進めていきます。」とあるように川崎市の積極的な関与は不可欠です。用地の確保は障害者グループホームの整備事業者が主体となっていますが、公有地の活用方法を見直す時や国土利用計画法・公有地の拡大に関する法律に基づく届出等があったときは、障害者グループホームとして使用することができないか積極的に健康福祉局も調整してください。

南部地域には建設するための用地が少ないので、移転が計画されている「わーくす大島」跡地に20人規模のグループホームの建設をお願いします。

かざぐるまは令和3年度から、現在建築中の施設（川崎区大島）へ移転します。跡地に、重度知的障害者も利用できるグループホームを含む障害者施設の建設をお願いします。

また、大規模な団地の立替事業に伴う敷地活用について社会福祉施設（グループホーム・ショートステイ）の導入計画を進めてください。

【わーくす大島跡地イメージ図】

日中サービス支援型GHの概要（30年4月から）

- 障がい者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下「日中サービス支援型」という。）を創設。
- 日中サービス支援型の報酬については、重度の障がい者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げることがないような仕組みとする。
- 従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の5：1をベースに、4：1及び3：1の基本報酬を設定。

○ 日中サービス支援型共同生活援助（1日につき） 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（1）
※ 世話人の配置が3：1の場合（日中もグループホームで過ごす場合の報酬単価） 区分6 1,098単位 区分5 982単位 区分4 816単位 区分3 633単位
※ 日中サービスを併用する場合は報酬が減額される（区分2以下の場合は日中サービスの併用が原則）
※ このほか、看護職員を常勤換算で1名以上配置した場合の加算を創設（看護職員配置加算 70単位／日）



2~10人 + 2~10人

短期入所 1~5人

- 住まいの場であるグループホームの特性（生活単位であるユニットの定員等）は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障がい者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20名まで認めた新たな類型のグループホーム。
- 地域における重度障がい者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設を必置とする。

2020年7月5日 し北・北の杜地域会議会議録

17

【かざぐるま跡地（複合施設）に期待するもの】

- ①日中活動の場（介護保険ディサービス、生活介護など）
24時間対応の相談支援、ヘルパー・訪問看護ステーションなど
- ②障害者グループホーム
- ③サービス付き高齢者向け住宅（親と子の距離が近い住まいの提供）
- ④自立生活援助付き障害者住宅（障害者の一人暮らしを支援）
- ⑤日中一時（夕方支援）事業所

ウ 世話人体制の確保充実（継続）

要望の説明

高齢化・重度化等への支援体制として、共同生活援助において、最重度障害者、医療的ケアや強度行動障害、また高齢化・認知症者への対応（支援）が可能な職員配置等のために、さらなる加算を検討してください。

エ 終の棲家に必要な支援（継続）

要望の説明

今後は高齢化・重度化する知的障害者の終の棲家としてグループホームが利用可能となる体制を要望します。そのためにも、必要に応じてグループホーム内で昼間の活動、夜間・休日対応ができる支援員の配置、日中支援加算などの充実とともに川崎市での独自加算も必要です。また、人材育成の充実のため障害福祉施設事業協会が行う研修を見守っていく必要があります。同協会が行う研修に関しては、行政としてその成果を把握し検証するよう要望します。

(4) 短期入所（ショートステイ）施設の拡充

ア 身近な所にショートステイの整備（継続）

要望の説明

4月に「ひらま」が開所し、中原区に地域生活支援拠点施設に整備され、高津区も整備計画があり、麻生区の授産学園の建替えによる増床など、少しづつ増えてきていることに感謝します。

地域生活支援拠点施設整備にも関連しますが、各区に拠点施設ができるにより、身近な所にショートステイができることに繋がりますので、是非整備を急いでください。

酸素吸入などの医療的ケアが必要な重度知的障害者を受入れてくれる体制の整備もお願いします。

親なき後のグループホームや施設への入所を考えると、練習する場所としても必要ですので、今後とも建設を進めてください。

また、グループホームに空床型短期入所の併設も今後は必要と考えますので、ご検討ください。

イ ミドルステイ制度の創設（継続）

要望の説明

現行制度においては、短期入所は30日を超えて利用することはできません。

親の入院で医師の診断による入院期間中（3か月限度）は同一の短期入所施設で過ごすことができる制度の創設が必要と考えます。

「桜の風」では、30日を超えて利用できるとしていますが、私たちが望むことには対応できていません。

当該制度については、東京都渋谷区、目黒区、江東区には先進事例がありますので、これらを参考に早期に制度を創設してください。

(5) 特別養護老人ホームにおける高齢障害者の受入体制の拡充（継続）

要望の説明

公有地を活用した特別養護老人ホームにおいては受入体制が整備されますが、今後増加する高齢障害者のために公有地によらない整備でも高齢障害者の受入枠を確保してください。

また、高齢障害者は障害基礎年金などで暮らす人が多く、在宅生活が困難になったときに負担を心配しないで申し込めるよう利用料補助（減免制度）があれば「ふれあい」－障害者福祉の案内－などで例示を含め詳しく紹介してください。

(6) 法人成年後見制度の充実（継続）

要望の説明

障害のある人の後見は長くなることが多いことから、永続性のある法人後見を

願うところです。「川崎市あんしんセンター」における成年後見事業や市民後見人養成で、障害者後見への取り組みを一層充実させてください。

また、社会福祉協議会ではない社会福祉法人が法人成年後見を行えるよう検討してください。

6 地域生活を支える保健、医療、福祉サービスの拡充

(1) 重度障害者医療助成の維持など（継続）

要望の説明

現在、医療証は重度障害者(療育手帳A1、2)に発行されています。しかし、軽度の障害者でも高齢化のため病院に行く機会が多くなり、親は年金生活者となつていて医療費が家計を圧迫している家庭が多くなっています。手帳区分のみでなく両親の所得を考慮した発行を検討してください。

(2) 地域で核となる地域生活支援の拠点施設の建設（継続）

要望の説明

川崎市での地域生活支援拠点施設は、宮前区にはじまり川崎区・中原区は整備済、高津区・麻生区では整備計画があり、他都市と比べると進んでいるように見えます。

当会としては、拠点型施設の機能として、①短期入所機能（ショートステイ）10床以上・緊急時短期入所ベッド有り、②日中一時支援機能、③24時間対応の相談機能などが備わることを要望しています。

特に、緊急の事態などの相談支援（夜間と土日祝日等をカバーするもの）機能の併設を望む声は大きいものがあります。

しかし、川崎市では、拠点型施設の整備目的の1つの柱である、「緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。」という視点からの整備あるいは連携が進んでいないように思われます。

とりわけ、③の24時間対応の相談機能については、親の会として最も期待している機能です。既に整備された宮前区・川崎区・中原区にはありません。各区基幹相談支援相談センターに機能を持たせるか、24時間相談センターとして市内1か所に集約させる形式で整備するのか、あるいは各地域生活支援の拠点施設に機能を付加していくのか、早急に検討してください。

また、幸区・多摩区の2か所も早期に整備するよう要望します。

(3) セルフプランが安易に用いられないよう相談支援体制の充実（継続）

要望の説明

セルフプランについては、相談支援事業者によるモニタリングが行われず、適切なサービス利用に向けたきめ細かな継続的支援が提供されないおそれがあるので、本人が真に希望する場合に限ることと、国の見解が示されています。

セルフプランが安易に用いられないよう、サービス等利用計画書が作成される体

制を是非作ってください。セルフプランから計画相談支援への切替えを早急に進めてください。

また、地域相談支援センターから指定特定相談事業所への移行が進められています。利用者・家族が安心して移行できるようご配慮ください。

さらには、高齢の保護者との同居、ひとり親世帯、障害者との2人暮らしといったハイリスクである条件を満たす在宅者には毎月モニタリングするようお願いします。

(4) 地域包括ケアシステムにおける知的障害のある人への支援（継続）

要望の説明

保健福祉センターを中心として「地域みまもり支援体制」が構築されています。ひとり暮らしの知的障害者、高齢の親と知的障害者の世帯について、みまもりは重要です。是非仕組みの中で取り組んでください。

また、福祉と介護と医療とを統合した障害者専用の担当窓口を創設してください（相談窓口が数多くあり、ワンストップ窓口があるとよい）。

(5) 生涯に亘る、切れ目のない支援体制の構築

要望の説明

療育センター、学校、就労、医療など、多くの支援を受けながら生活しています。それぞれの情報が集約できるシステムがあれば、より本人に寄り添った支援ができます。また、支援学校で作成されるサポートノートは、卒業後の支援に役立つと思います。

(6) 家族を支える生活介護事業所の延長対応、日中一時支援、ヘルパー派遣の充実（継続）

要望の説明

特別支援学校卒業後においてはそれまでの生活パターンが変わり、家族からも日中活動や就労後のより良い過ごし方を求める声がでています。

夕方支援は、「ひらま」での利用が始まりましたが、今後ますます必要になります。これから整備予定の施設においても事業所を開設してください。

これまでの延長サービスのほか生活介護事業所における日中一時支援事業の指定の特例を活用してのサービスも事業者が行える環境づくりをお願いします。

7 障害者理解を深めるための啓発の積極的な推進（継続）

要望の説明

障害者差別解消法などの法制度に関する川崎市独自のパンフレットを作成し、広く市民に広報してください。また、「ともに生きる社会かながわ憲章」の経験を川崎市に生かしてください。障害者理解のためには様々な取組みが必要です。当会も障害理解のための啓発隊（キャラバン隊）を結成しました。福祉教育など啓発活動に活用していただけたら幸いです。

8 障害者の所得保障（年金の保障、就労支援制度の拡充）

（1）障害基礎年金受給者について

障害者が自立して生活できるよう、住宅扶助や医療扶助的な補助を付加するよう国に働き掛けてください。（継続）

（2）就労援助のための雇用施策（継続）

要望の説明

川崎市独自制度も含め、多角的に検討してください。

9 その他

（1）各区地域自立支援協議会の構成員に親の会を加える。（継続）

（構成員に就任）

川崎市地域自立支援協議会、川崎区地域自立支援協議会、多摩区地域自立支援協議会

（依頼あるが加わらず）

麻生区地域自立支援協議会には諸状況から参加することができませんでした。

（2）特別割引用交通系ＩＣカード導入について（継続）

ふれあいフリーパスのＩＣカード化をお願いします。将来はＪＲや各私鉄利用も可能にしてください。

バスの運転手の割引金額の理解不足があり、金額の相違がある。

割引証の提示後の支払いのため時間がかかり周りに迷惑をかける

（3）12歳以上の「ふれあいフリーパス」利用者の介助者が本人とともに乗車（帰りの単独乗車も含む）するための定期券購入にあっては、「高齢者フリーパス」と同程度の優遇をしてください。（継続）